

会員事業所の皆様へ

<福井労働局>

～ 非正規雇用労働者の賃上げに ～

「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」をご利用ください！

福井県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額43円引き上げられ、1時間931円に改正される見込みです（現在、福井労働局では所要の手続きを進めています。）。

そこで、事業所における最低賃金引上げ対応の一助として「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」をご案内いたします。

有期雇用労働者等の賃上げには、「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」をご利用ください！

【「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」とは？】

- ▶ 有期雇用労働者等（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」）の基本給に関する賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に助成するものです。

【支給額】

- ▶ 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

賃金引き上げ率 企業規模	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

【当助成金の詳細について】

- ★ 当助成金の「リーフレット」や「支給要領」など、詳細については厚生労働省のホームページ（下記のリンク）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_hak/en/jigyounushi/career.html

- ★ 電子申請のご案内(ログインにはG Biz IDが必要です)

<https://www.esop.mhlw.go.jp/subsidy-course/a0i5i00000ZeIDAA0/view>

【福井県最低賃金（1時間931円）の改正に対応する場合には】

- ▶Step1 「キャリアアップ計画」を福井労働局職業安定部助成金センターに提出してください。「キャリアアップ計画書」は賃金規定等の増額改定を行う前日までに提出をお願いします。
- ▶Step2 賃金規定等の増額改定を行い、所轄労働基準監督署に就業規則として届出てください。
増額改定する賃金規定等は、R5.9/1（金）～R5.9/29（金）の間に、労働者代表の意見書を添えて就業規則届として、所轄労働基準監督署長に2部提出し、1部を控えとして保存してください。
- ▶Step3 増額改定後の賃金規定等を6か月以上運用します。
- ▶Step4 上記6か月の賃金を支払った日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を管轄の労働局長に提出してください。

【お問合せ・申請先】

厚生労働省 福井労働局 職業安定部助成金センター
（福井市宝永4丁目3-1 サクラNビル8階）
電話 0776-22-2683（平日8:30～17:15）

【「働き方改革推進支援センター」をご利用ください】

当助成金のほか、各種助成金に関するご相談（どのような助成金を利用できるか…など）・働き方改革に関するあらゆるご相談について、専門家が無料でご相談に応じます。お気軽にご利用ください。

「ふくい働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）
（福井市木田2丁目8番1号）
電話 0120-14-4864（平日9:00～17:00）
URL 下記のリンクをご参照ください。

<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukui/>

<本件担当>

厚生労働省 福井労働局 職業安定部助成金センター
電話 0776-22-2683（平日8:30～17:15）
